

## 原材料価格高騰対応等緊急保証制度に関する Q & A

問 1 . どのような中小企業が緊急保証制度を利用できますか。

( 答 )

以下のいずれかの要件に当てはまる中小企業者であって、事業所の所在地を管轄する市町村長又は特別区長の認定を受けた方が対象となります。

指定業種に属する事業を行っており、最近 3 か月間の平均売上高等が前年同期比マイナス 3 % 以上減少している中小企業者。

指定業種に属する事業を行っており、製品等原価のうち 20 % 以上を占める原油等の仕入価格が 20 % 上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない中小企業者。

指定業種に属する事業を行っており、最近 3 か月間(算出困難な場合は直近決算期)の平均売上総利益率又は平均営業利益率が前年同期比マイナス 3 % 以上低下している中小企業者。

( 注 1 ) 認定書の様式は市町村(または特別区)で配布しています。( 問 3 参照 )

( 注 2 ) 指定業種については、問 7 をご参照ください。

問 2 . 利用するためには、どこに申し込みをすれば良いでしょうか。

( 答 )

対象となる中小企業の方は、本店(個人事業主の方は主たる事業所)所在地の市町村(または特別区)の担当課(商工担当課等)の窓口にて認定申請書を提出し、認定を受けて下さい。その後、ご希望の金融機関または所在地の信用保証協会に認定書及び決算書等借入に必要な資料を持参のうえ、保証付き融資を申し込んで下さい。

問 3 . 認定書の様式はどこでもらえますか。

( 答 )

認定書の様式は、事業所の所在する市町村(または特別区)の担当課(商工担当課等)で配布しています。

問４．いくらまで保証してもらえますか。

（答）

近時の急激な原材料価格等の高騰により厳しい経営環境におかれている業種の方々を対象とし、指定業種を営む中小企業の方は、一般保証の２億８千万円（うち無担保８千万円）までとは別枠で２億８千万円（うち無担保８千万円）までの利用が可能となります。なお、既にセーフティネット保証を利用している場合は合算で２億８千万円までとなります。ただし、認定を受けた場合でも金融機関及び信用保証協会の審査がありますので、上記の内容を無条件で受けられるものではありません。

問５．保証料率、保証期間、金利はどうなっていますか。

（答）

保証料率については年０．８％以下、保証期間は１０年以内（据置期間１年以内）となっております。詳細は、所在地の[信用保証協会](#)にお問い合わせ下さい。

金利については、ご利用される金融機関毎に異なりますので、金融機関にご相談下さい。

問６．どの業種が指定されているのですか。

（答）

厳しい経営環境におかれている業種について、１０月３１日付で経済産業大臣が５４５業種を指定したほか、その後の経済環境の変化も踏まえ、１１月１４日付けで７３業種を追加し、現在は６１８業種となっております。[（指定業種リストはこちら）](#)

問７．指定業種を営んでいないと、緊急保証制度を利用できないのですか。その場合、他に利用できる制度はありませんか。

（答）

緊急保証制度を利用するにあたっては、指定業種を営んでいることが必要です。ただし、指定業種を営んでいない方も、信用保証協会の他の保証制度や、日本政策金融公庫のセーフティネット貸付等をご利用することが可能です。所在地の[信用保証協会](#)又は[日本政策金融公庫](#)までご相談下さい。

問 8 . 市区町村で認定書をもらえば、必ず保証してもらえるのですか。

( 答 )

認定書はあくまでも対象業種等に係る認定となります。  
実際の借入については、認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査がございます。

問 9 . 分類が分からないのですが、どのように調べたら良いでしょうか。

( 答 )

業種については、日本標準産業分類（平成 14 年 3 月改訂版）の分類番号に基づき、指定を行っております。各業種の詳細については、[日本標準産業分類\(PDF/689KB\)](#)に説明がございます。ご自分の業種がどこに分類されるか分からない場合は、こちらでご確認下さい。

問 1 0 . 本制度について詳しく知りたいのですが、どこに問い合わせれば良いですか。

( 答 )

制度の内容等については[地方経済産業局](#)、[信用保証協会](#)等にご照会ください。